練馬区まちづくり条例

別表第6(第113条関係) 集客施設の基準(一部抜粋) (平19条例77・平23条例11・一部改正)

(平19宗例//・平23	宗物口・一部以正)
種別	基準
駐車施設	1 自動車駐車場は、大規模小売店舗立地法第4条の経済産業大臣が定 める指針で定める駐車場に係る事項に基づき設置すること。
	2 自動車駐車場は、当該集客施設または当該集客施設の敷地内に設置すること。ただし、区長が敷地内に設置したものと同等と認めるときおよび周辺の状況により特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
	3 自転車駐車場は、練馬区自転車の適正利用に関する条例(昭和60年 12月練馬区条例第49号)で定める基準により、設置すること。
	4 前項の規定により設置された自転車駐車場のうち、当該自転車 駐車場の台数に10分の1を乗じて得た台数以上を、規則で定める基 準に従い、原動機付自転車駐車場とすること。

練馬区まちづくり施行規則

別表第5(第70条関係) 集客施設の基準

条例別表第6駐車施設の項に規定する規則で定める基準は、1台につき 駐車施設 幅0.7メートル以上、奥行き2メートル以上の平置式とする。